



保育認定に係る保護者就労時間の引き下げについて

町内認定こども園の利用に関するお知らせです。

令和元年10月1日から、みなかみ町の保育の必要性の認定に関して、1ヵ月あたりの必要就労時間が以下のように変更されます。

1月当たりの就労時間が 64時間以上 労働することを常態としていること。



1月当たりの就労時間が 48時間以上 労働することを常態としていること。

これにより、1ヵ月に48時間以上の就労であれば、2・3号認定(保育認定)での申し込みが可能になります。2・3号認定で町内こども園の利用をお考えの方はご参考ください。

※1号認定での利用に関しての変更はございません。

みなかみ町役場
子育て健康課 子育て支援係
Tel 0278-25-5009